

煙火消費に係る遵守事項

1 共通事項

- (1) 関係者以外のものには、煙火消費作業に従事させないこと。
- (2) 18歳未満の者は、煙火を取扱うことができない。
- (3) 煙火を運搬する時は、衝撃に対して安全な措置を講じること。
- (4) 煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該煙火を使用しないで下さい。
- (5) 仕様に適さない煙火は、その旨を明記したうえで、煙火置場へ返送すること。
- (6) 消費場所においては、やむを得ない場合を除き煙火置場、打揚筒の設置場所または仕掛煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を在置しないこと。
- (7) 煙火の消費場所の付近に消火用水を備える等消火のための準備をすること。
- (8) 煙火を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。
- (9) 煙火措置に煙火及び打揚等に使用する火薬類を在置する場合には、これに覆いをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。また、有蓋車等を使用する場合には、その入り口は打揚場所等の方向と反対とすること。
- (10) 煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険物の発生する恐れのある場合には、煙火の消費を中止すること。
- (11) 煙火の消費に際しては、安全な距離の外側に危険区域を設定し、関係者以外の者は立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- (12) 不発の煙火がある場合には、速やかに回収して水に浸すなどの措置を講ずること。
- (13) 1日の消費作業終了後は、やむを得ない場合を除き、消費場所に火薬類を在置させないで、火薬庫等の貯蔵場所に返納すること。
- (14) 火薬類を取り扱う場所付近では、喫煙又は火気を使用しないこと。
- (15) 火薬類の取り扱いには、盗難予防に留意すること。
- (16) 消費場所では、長袖、ヘルメット、腕章等を着用するなど肌を露出しない服装とすること。

2 打揚煙火及び仕掛煙火に関すること

- (1) 打揚煙火（打揚るもの）の筒等は転倒しないように確実に固定すること。
- (2) 打揚煙火及び仕掛煙火を覆っているシート等を取り除く場合には、筒が転倒しないように取り除き消費すること。
- (3) 打揚煙火を打ち上げる場合には、打揚筒と打揚従事者との間に隔壁（畳等）を設けるこ

と。

- (4) 直径 3 cm を超える煙火を打ち上げる場合において離隔距離が 20 m 未満となる場合は所要の防護措置または安全対策を講じること。
- (5) 打揚筒の使用に際しては、必要に応じてその内部を清掃すること。
- (6) 打揚火薬に点火して打揚火薬が爆発又は延焼しない時は打揚筒に多量の水を注入し、10 分以上経過した後、静かに打揚筒を倒し煙火を取り出すこと。
- (7) 煙火消費に伴い発生したごみ袋は、水に浸すなどして再燃防止に努めること。
- (8) 残った火薬類は、必ず煙火業者に返すこと。

3 手筒煙火に関すること

(1) 製造時

- ア 手筒煙火に使用する竹材等は、異常がないことを確認すること。
- イ 製造所内での作業は、製造保安責任者の監督の元、その指示に従うこと。
- ウ 噴出薬のてん薬作業は、空隙が生じないように密に詰めて行うこと。
- エ 噴出口は筒先の面の中心に設け、その直径は筒の内径の $1/3$ 以上とすること。
- オ 完成後の手筒煙火は、衝撃を与えないよう取り扱うこと。
- カ 噴出薬やハネ薬は規定量を守り、他の火薬類（星、がん具煙火など）は使用しないこと。

(2) 消費時

- ア 他の手筒煙火を消費している者に対して安全な距離をとること。
- イ 火の粉が噴きだしている間は、噴出口及び筒底を自己又は他人の身体にむけないこと。
- ウ 点火しても火の粉が噴き出さないときは、噴出口をのぞき込まずに、噴出口から筒に多量の水を注入すること。
- エ 移動しながら消費する場合は、観客との間に安全な距離を確保し、筒先や筒底は、観客方向に向けないこと。
- オ 関係者といえども、点火時には筒先や筒底の方向は、近づかないこと。